



「おトクにお試しだけ」のつもりが 定期購入に!?

事例 A

テレビショッピングで見た漢方薬を注文するために電話したところ、数か月分の商品を勧められた。「続けないと効果がない」と言われ、承諾したら数か月の「定期コース」になっていた。

事例 B

スマホのSNSの広告で見たダイエットサプリをネット通販で注文。1回限りのお試しのつもりだったが、4回の受け取りが約束の定期購入になっていた。

アドバイス

事例A：電話注文時に販売業者から、別の商品や数か月分の商品を勧められても興味がなければきっぱりと断りましょう。興味を持った場合でも、内容を十分に確認し、すぐには注文せず、「定期購入」になっていないかよく確認しましょう。

事例B：「通信販売」は、クーリング・オフ（無条件解約）がありません。注文後は、消費者の都合だけで一方的にはキャンセルすることはできません。広告の表示が小さく、定期購入だと気付かず注文してしまうケースが多くみられます。また、最近の傾向では「『次回発送日〇日前までに連絡すればキャンセルができる』という契約なのに業者と連絡がつかない」という相談や、「解約の手続きが煩雑で容易に解約できない」といったケースもみられます。注文時や最終注文確認画面で、契約内容や返品・交換・解約のルール（規約）を必ず確認するようにしましょう。トラブル防止のためにサイトの表示や最終確認画面をスクリーンショットなどで保存しておくことが重要なポイントです。

発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！



